

随意契約理由書

工事名称 堺泉北港海岸 泉大津地区 八軒川排水機場外冷却水ポンプ補修工事

八軒川排水機場および車屋川排水機場は、泉大津市域および阪南市域の排水施設として、台風等による高潮および津波来襲時に内水による浸水を防止するため強制的に排水を行うことにより、当該市域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設であり、有事に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

今回の工事は、排水ポンプ本体を運転させる上で重要な機能を有している冷却水ポンプを補修するものです。本工事の実施にあたっては、冷却水ポンプが排水ポンプシステム全体を構成するうえでの重要な機器の一部であり、冷却水ポンプの形式、能力の選定にあたっては、排水ポンプシステム全体及び排水ポンプ本体の特性を熟知しておく必要があることから、その補修・調整には、排水ポンプメーカーのみが有する固有の技術能力やシステム情報が求められます。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該排水ポンプの設計、製作、据付を行った株式会社電業社機械製作所大阪支店以外にいないため、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社電業社機械製作所大阪支店でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。